

令和3年度 第1回
「江東区地域自立支援協議会」
議 事 録

1 日 時 令和3年7月6日（火） 午後1時30分～午後3時00分

2 場 所 江東区文化センター2階 展示室

3 出席者 里村 恵子 西野 裕音 山内 順子 白木 麗弥
宮本 光司 渡部 早苗 石井 公子 平松 謙一
佐藤ゆき子 伊藤 善彦 高井 伸一 久保 雅美
青柳 浩二 萩田 秋雄 田村 満子 油井 真
山口 浩 守屋 光輝

4 会議次第

1 開会

2 委員の委嘱及び紹介

3 議事

議事1 第8期江東区地域自立支援協議会の体制について

議事2 専門部会からの報告

議事3 障害者差別解消法の実績報告について

議事4 障害者優先調達推進法に基づく調達実績について

議事5 指定特定相談支援事業について

議事6 新型コロナウイルス感染症への対応について

議事7 その他

5 資 料

資料1 江東区地域自立支援協議会設置要綱

資料2 江東区地域自立支援協議会 個人情報取り扱いに関する規定

- 資料3 江東区地域自立支援協議会の組織図
- 資料4 令和2年度障害者差別解消法受付台帳
- 資料5 令和2年度江東区における障害者就労施設等からの物品等の調達実績
- 資料6 令和3年度江東区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針
- 資料7 指定特定相談支援事業について
- 資料8 新型コロナウイルス感染症への対応について
- 参考 令3年度 江東区地域自立支援協議会委員名簿

6 傍 聴 0名

7 会議内容

〔 開 会 〕 午後1時30分

【大江障害者施策課長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより、令和3年度第1回江東区地域自立支援協議会を開会いたします。

まだ御1名来られていないのですけれども、先に始めさせていただきます。

皆様には、大変お忙しい中、本協議会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

私は本日、会長が選任されるまでの間、進行を務めさせていただきます江東区障害者施策課長の大江と申します。どうぞよろしく願いいたします。

続いて、本日の資料を確認させていただきます。本日は、事前にお送りしております資料1から7と、机上に配付しております資料8により説明させていただきます。資料1と3と5につきましては、修正がございましたので、差し替えをお願いしたいと思います。

また、参考といたしまして、委員名簿を机上配付させていただいております。

2 委員の委嘱及び紹介

【大江障害者施策課長】 本日は、委員の委嘱がございまして、対象となる委員

の方には委嘱状を机上配付させていただいております。

お手元に資料等のない方、いらっしゃいますか。大丈夫でしょうか。不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

欠席の報告になりますけれども、本日は坂野委員より欠席のお申出をいただいております。

それから、委員の委嘱でございますけれども、本来であればお一人お一人委嘱状をお渡しすべきところでございますけれども、机上配付とさせていただきました。略式で大変恐縮ではございますけれども、御了承のほどお願い申し上げます。

委員の任期につきましては、本日から令和5年3月末までとなっておりますので、長い間、どうぞよろしく願いいたします。

続いて、本協議会の設置要綱について、簡単に御説明させていただきます。恐れ入りますが、資料1、江東区地域自立支援協議会設置要綱を御覧ください。

こちらは、本協議会の根拠となる規程となっております。第2条では所掌事務、第3条では組織、第4条では委員の任期、第5条では正副会長の互選について、第6条で会議の招集、第7条で専門部会の設置等々について定めているものとなっております。後ほど御覧いただければと思います。

要綱についての説明は、以上となります。

続きまして、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。本日は、委員改選後、初の協議会となりますので、私のほうから委員の皆様を御紹介させていただきます。席順で御紹介させていただきたいと思っておりますので、恐れ入りますが、私からお名前を呼ばれた方は、御起立の上、一言御挨拶いただければ幸いです。

それでは、紹介してまいります。まず、東京都立大学名誉教授の里村委員です。

【里村委員】 里村です。よろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 よろしく願いいたします。続きまして、おあしす福祉会の平松委員です。

【平松委員】 平松です。よろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 よろしく願いします。続きまして、のびのび福祉会の青柳委員です。

【青柳委員】 青柳です。よろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 続きまして、人権擁護委員の山口委員です。

【山口委員】 山口です。よろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 続きまして、江東区聴覚障害者福祉推進協議会の油井委員です。

【油井委員】 油井と申します。よろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 よろしくよろしくお願いいたします。続きまして、地域活動支援センター「ロータス」の高井委員です。

【高井委員】 高井です。よろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 続きまして、こどもの発達療育研究所の田村委員です。

【田村委員】 田村です。よろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 続きまして、弁護士の白木委員です。

【白木委員】 白木です。よろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 続きまして、木場公共職業安定所の山内委員です。

【山内委員】 山内です。よろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 続きまして、権利擁護センター「あんしん江東」の西野委員です。

【西野委員】 西野です。よろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 続きまして、ゆめグループ福祉会の萩田委員です。

【萩田委員】 萩田です。よろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 よろしくよろしくお願いいたします。続きまして、江東区手をつなぐ親の会の石井委員です。

【石井委員】 石井です。よろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 続きまして、東京都立江東特別支援学校の宮本委員です。

【宮本委員】 宮本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 よろしくよろしくお願いいたします。続きまして、東京都立墨東特別支援学校の渡部委員です。

【渡部委員】 渡部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 続きまして、身体障害者相談員の佐藤委員です。

【佐藤委員】 佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 続きまして、知的障害者相談員の伊藤委員です。

【伊藤委員】 伊藤です。よろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 続きまして、江東区障害者福祉センターの久保委員です。

【久保委員】 久保です。よろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 続きまして、江東区教育支援課長の守屋委員です。

【守屋委員】 守屋と申します。よろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 最後に、欠席でございますけれども、江東区保健予防課長の坂野委員を含め19名の委員により、本日より協議会を運営してまいります。これから2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に、会長及び副会長の選出となります。先ほど御説明した要綱第5条によりまして、本協議会の会長・副会長の選出をお諮りさせていただきます。会長・副会長は、委員の互選によることとされておりますが、いかがでしょうか。

伊藤委員。

【伊藤委員】 会長に学識経験者の里村委員を推薦したいと思います。

【大江障害者施策課長】 ただいま伊藤委員より、会長には里村委員を推薦する旨御提案をいただきましたけれども、皆様、いかがでしょうか。よろしければ、拍手を……。

(「異議なし」の声あり)

【大江障害者施策課長】 ありがとうございます。御異議がないようですので、会長は里村委員にお願いすることといたします。

次に、副会長の選出でございますけれども、慣例により、副会長は会長から御指名をいただきたいと思いますけれども、里村会長、いかがでしょうか。

【里村会長】 副会長には、権利擁護センターの西野委員を指名したいと思います。

【大江障害者施策課長】 ただいま里村会長から、副会長には西野委員ということで御指名をいただきました。皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大江障害者施策課長】 ありがとうございます。御異議がないようですので、副会長は西野委員にお願いすることといたします。

正副会長が決定いたしましたので、里村会長、西野副会長にはお席の移動をお願い

いしたいと思います。

それでは、里村会長と西野副会長より、一言、就任の御挨拶をいただきたいと思
います。では、里村会長からお願いいたします。

【里村会長】 このたび会長に選出されました里村と申します。どうぞよろしく
お願いいたします。

今は、コロナの感染拡大で、非常に障害者の方たちへの支援も大変な時期かと思
いますけれども、これからのいい経験になるような支援をしていきたいと思いま
すので、どうぞよろしく申し上げます。

【大江障害者施策課長】 里村会長、ありがとうございました。

では、西野副会長、御挨拶をお願いいたします。

【西野副会長】 社会福祉協議会権利擁護センターの西野でございます。副会長
の話は全く聞いていなくて、ちょっとびっくりしたんですけれども、どうぞよろし
く申し上げます。

権利擁護センターでは、これからさらに地域福祉を進めていくということで、地
域連携ネットワークの要になる中核機関という位置づけで推進できないか、検討を
進めているところでございます。より一層のこの障害者の皆様を含めた地域福祉の
推進が少しでも進むように、全力で頑張ってまいります。この自立支援協議会にお
きましても、一生懸命やってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願
いいたします。

以上です。

【大江障害者施策課長】 西野副会長、ありがとうございました。

それでは、この後の議事進行につきましては、里村会長をお願いしたいと存じま
す。会長、よろしくお願いいたします。

3 議事

【里村会長】 それでは、議事に入ります前に、会議の公開について事務局から
説明をお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 会議につきましては公開としてございますけれども、
新型コロナウイルス感染症対策のため、今回の一般希望者の傍聴は募集してござい
ません。

また、議事録につきましては、作成後に公開予定であり、本日は議事録作成のため、録音をさせていただいております。恐れ入りますけれども、議事録作成の都合上、御発言の際は、お名前をおっしゃっていただけると助かります。

以上となります。

議事（１）第８期江東区地域自立支援協議会の体制について

【里村会長】 それでは、ただいまより議事に入ります。

まず、議事１、第８期地域自立支援協議会の体制について、事務局より説明をお願いいたします。

【小池施策推進係長】 障害者施策推進係の小池と申します。第８期地域自立支援協議会の体制について御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料３の江東区地域自立支援協議会の組織図を御覧ください。こちらは、左側の図は本協議会の構成図となっております。まず全体会でございますが、全体会につきましては、本日開催させていただいております本会議のことでございます。全体会につきましては、部会からの報告や提案を受け、協議会としての意思決定などを行います。次に、専門部会は、個別の支援会議から上げられた地域の課題について、実務者レベルで検討を行うもので、課題解決のための調査研究や施策提案などを行います。現在は、地域生活支援、精神、就労支援、児童、権利擁護の５つの部会がございます。部会長会議は必要に応じて開催いたしまして、課題等の共有や部会間の調整を行います。個別支援会議は、個々の障害者の課題解決や利用調整など、本人・家族・事業者などが集まり協議を行うものでございます。なお、事務局は障害者施策課が担当しております。

説明は以上です。

【里村会長】 では、今の御説明に対して何か御意見とか御質問がありますでしょうか。

平松委員、どうぞ。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松と申しますが、一応、精神部会の部会長もやっておりますが、この自立支援協議会ができた最初からずっと委員として参加させていただいております。今の個別支援会議で解決できない課題やケース等をそれぞれの部会なり全体でということですが、この支援協議会ができて以降、

あまり活発にそれが行われていないのではないかとということで、それは精神部会でもそうなんですけれども、個別の具体的なケースはいいんですけれども、例えばこんなケースについてどの程度とか、個別の課題についてどの程度とか、それがほかの部会ではどうなっているのかなということがよく分からないということがございますので、できれば、今日ここでということではなくて構わないんですけれども、協議会のときに、具体的に資料として出てくるものは、差別解消法に基づく受付台帳とか、調達とか、そういうものはいつも出しているんですけれども、できれば、それぞれの分野でどのような課題、つまりある程度全体で議論すべきような課題とか、そういうものが上がってきているのかということも協議会のときに分かるようにしていただけると大変ありがたいなと思います。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。各専門部会でどういう課題が出てきたかみたいなこともぜひ共有したいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに何か御質問とか御意見はありますか。

それでは、今後の部会開催にも関わりますので、部会長を選任したいと思います。専門部会の部会長については、要綱によれば、委員の中から会長が指名することとされています。改めて、部会長について御指名させていただきます。今期の部会長については、精神部会は平松委員に、地域生活支援部会は高井委員に、就労支援部会は青柳委員に、児童部会は田村委員に、権利擁護部会は山口委員に、それぞれの部会長をお願いしたいと思います。皆さんはいかがでしょう。

(「異議なし」の声あり)

【里村会長】 御承認いただいたということで、ありがとうございます。

では、平松部会長、高井部会長、青柳部会長、田村部会長、山口部会長におかれましては、第8期の部会運営をよろしくお願いいたします。

今、平松委員から出された提案などについても、ぜひ部会長それぞれで、皆さんに共有する方法をぜひお願いいたします。

議事(2) 専門部会からの報告

【里村会長】 では、次の議題に入ります。次に、議題2、専門部会からの報告について、先ほど専門部会の部会長を指名させていただいたところがございますが、

早速ではございますが、今年度の活動予定について、それぞれの専門部会から御報告いただければと思います。報告の順番ですが、精神部会、地域生活支援部会、就労支援部会、児童部会、権利擁護部会の順にお願いします。

それでは、最初に精神部会の平松部会長から御報告をお願いいたします。

【平松委員】 精神部会の部会長を引き続き務めさせていただきますが、今年度ですか、今期の精神部会については、まだ具体的にどのようにするかということは検討しておりません。この協議会が終わった後、8月8日でしたか、取りあえず第1回の精神部会を開催しますので、そこで今期の活動について検討するという事になっておりますので、今日の段階ではまだ具体的なことは申し上げられません。御了承ください。

【里村会長】 ありがとうございます。

では次に、地域生活支援部会の高井部会長から御報告をお願いいたします。

【高井委員】 地域生活支援部会部会長の高井です。よろしくをお願いいたします。

前期までの地域生活支援部会ということでは、去年度はコロナのこともありまして、部会があまり開催できていなかったということで、2年間での提言の中では、災害対策についてとか、大きなところでは機関相談支援センターについてということなどを議論はしてきたのですけれども、その中で、ヘルパーさん、ヘルパー事業所が結構困難なケースに当たったときに、どこにも相談できずに抱え込んでいて大変だというお話が結構出てきたという部分がありまして、そういう意味でのヘルパー事業所とか、連携を取りながら、そういう行き詰まって支援が難しくなってしまうということをなくしていったほうがいいのではないかとということで、今年度は、まだ部会の開催時期とかはこれから検討するのですけれども、事業所間の連携をどうやって深めていくかということがすごく大事になってくるということで、ヘルパー事業所さんも含めた事業所連携を進められる事業所連携の連絡会とかということをもまずは進めていきたいと思っておりますので、あとは相談支援事業所の支援ということも含めて、相談支援事業所の連絡会がありますので、それも定期的開催する頻度を増やしていけるようにしながら、事業所間の連携と、あと多職種の協働をどうやって進めるかというところを重点的に今年度議論していきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

【里村会長】 ありがとうございます。

では次に、就労支援部会の青柳部会長から御報告をお願いします。

【青柳委員】 就労支援部会長の青柳です。よろしくお願いいたします。

就労支援部会も、1回目の集まる日を来週でしたか、14日に予定を立てています。今まで就労系の施設の方、事業所の方あるいはハローワークの方、幾つかの企業の方にもお声かけをさせていただいて、委員の方がこの年度替わりで替わるという方もいらっしゃるのです、そういう人たちの初顔合わせというか、そういう形になるかなと思っています。コロナ感染症などでちょっといろいろな就労でどのようにお困りになっているようなことがあるかというのを事前に今アンケートを取って、文書で幾つか上げていただくような、何か簡単な意見を書いていただくということを今出して、皆さんに回していただいているというところになります。

これから予定を立てていきますので、本当に今コロナの影響でいろいろなところで、特に就労されている方は、自分で自由に動ける方がたくさんいらっしゃいますので、ただいろいろな規制があったり、電車に乗るときのマナーというか、マスクをしっかりとるか、声を出さないとか、遠くへ行かないとかといういろいろな規制をどんどんされていますので、いろいろなところでしわ寄せがあるかなというのは今想像できることなんですけれども、そういう人たちにどのように支援したらいいかというところは、今後、皆さんで情報交換しながら、就労担当の方が少しでも障害のある方の生活とか就労が継続するように寄り添えるような部会にしていきたいと思っています。

取りあえず今のところはこんな感じです。

【里村会長】 ありがとうございます。

では次に、児童部会の田村部会長から御報告をお願いします。

【田村委員】 田村です。引き続いて、また児童部会をどうぞよろしくお願いいたします。

昨年度、その前の2年間をかけてという提言で、6点の課題というか、幅広く課題を上げさせてもらって、家庭生活を支える移動支援の不足の問題や、発達障害児の早期支援の場の課題、それから放課後デイサービスを中心とした事業所の不足のことや、家庭支援の充実でコミュニケーションツールやペアレントメンターの育成、そして事例検討、防災など、多岐にわたっての報告をさせていただきましたが、今年度、会議そのものの開催の形はまだ決まっておりません。児童部会ではワーキン

グを中心に活動していて、そのワーキングは昨年度2つのワーキング、発達障害児ワーキングと家庭支援ワーキングで、これらの今お伝えしました課題を絞り出してきたところです。今年度は、その2本のワーキングに、その前まであった医療ケアのワーキングを加えて、3本立てのワーキングでの活動を考え、まずワーキングの内容を固めて、会議に結びつけていこうと思っております。その会議の方針としては、まず地域生活を支える保護者の支援力や生活力を支えていくための取組として、発達障害ワーキングで言っているペアレントメンターなど、保護者とのつながりをいかに強化していくかということもしっかり取り組んでいきたいと考えております。以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。

次に、権利擁護部会の山口部会長から御報告をお願いします。

【山口委員】 権利擁護部会の山口でございます。今年度の予定を御報告申し上げます。

令和2年度、昨年度の活動報告でも課題として上げておりましたのですが、障害者虐待防止法や障害者差別解消法、これらにつきまして、まだ一般社会に十分浸透しているという実感がございません。障害を持っておられる当事者たちへの啓発はもちろんなのですが、私たち支援を行う者たちもしっかり制度の理解を深めていくことが大変重要ではないかと考えております。そこで、当権利擁護部会といたしましては、これまでも行ってきたのですが、引き続き、いわゆる事例検討や、研修会を通じまして、いかに効果的な啓発ができるかというテーマで考えていきたいと思っております。また、区の協力もいただきながら、関係機関や団体等による地域のネットワークを構築できないだろうか、そのような活動も視野に入れて進めていきたいと考えております。

部会の日程や内容につきましては、これから事務局と協議してまいります。第1回目としては、まだ正式ではないのですが、今月末、7月30日頃の開催で準備しているところでございます。ただ、部会の日程や研修会も、コロナ禍の中で十分活動できるかはまだまだ不透明な状況ではあります。できれば昨年と同様に、オンライン開催も含めた形で部会運営していければと思っております。そのためにオンラインを活用した会議や研修会の在り方も含めて検討していきたいと考えています。まだこれからでございますけれども、そういうテーマで1回目以降、打合せ

を進めていきたいと考えております。

私からは以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。

では、今の各部会からの御報告について、何か御意見とか御質問があればお願いいたします。

では、平松委員、お願いします。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松です。今のそれぞれの部会長の報告からも、ネットワークづくりというのがかなり言われましたが、もちろんネットワークづくりは非常に大事なんですけども、これをどのようにつくっていくのかということはこの協議会としても検討する必要があるのかなと。国のほうは、今のそれぞれ障害者別、例えば障害者、それから高齢者とか、母子・父子家庭とか、生活困窮者とか、ばらばらにそれぞれ制度ができています。それで効率がよくないわけですよね。それから、実際に生活している人にとっては問題は多岐にわたるわけで、それによって担当が違うということもよくない。ワンストップがいいわけですけども、そうすると、そういうネットワークを江東区でどうつくっていけばいいかというのは、精神障害にとっても必要なことだし、ほかの障害にとっても、それからいわゆる高齢者にとっても同じことだろうと思っているんです。

とすると、区のほうには前に意見を上げたことがあるのですが、そういうネットワークづくりを進めていくためには、既存のネットワークが、高齢者が一応といますか、高齢者が一番できている。21圏域ごとにそういう体制ができていますよね。だから、そこに障害もほかも一緒になって、その地域の課題といますか、そういうことをそこで共有して、そこで取り組むという形が一番現実的であろうと、新たに何かつくるよりもです。機関の問題も、そういう視点からすると、当初の計画から少し見直しということになっているのだとは理解しておりますが、とすると、自立支援協議会自体の在り方にも関わるとは思うんですけども、全体にそういういろいろな協議会が幾つもできて、私も3つの協議会に入ることになったんですけども、それぞれ別個にやるよりも、その辺をまとめる場所が必要なんだとは思うんですけども、それを待っていると時間がかかってしまうと思っております。

具体的に現場で、それぞれの各地域で、いわゆる長寿サポートセンターが21圏

域でありますので、そういうところで、そこに障害の精神であれ何であれ、いろいろなところで一緒にその地域の具体的なケースでもいいし、課題を検討するようなことをもう少し積極的にやったらどうかということなんです。

ちょっと長くなりますけれども、おあしすの利用者の方が取りあえず65歳以上になって介護保険の対象に切り替わった人、それから親が高齢で介護サービスを受けている、その子供が精神障害である——子供といっても年齢はかなりになっているんですけれども、そういう方が一緒に住んでいるところに別々にサービスがばらばらに入っていてもうまくいかないというケース、それから、例えば子供、まさに児童ですけれども、障害を持った親の下で生活している子供の問題とか、具体的に今どの程度そういう方がいるかということを取りあえず分かる範囲で調べたら、50例以上、すぐに挙がってきたんです。一人一人調べるともっと増えると思っているんですけれども、そういうケースを通して一緒に検討するということをもっとやってもいいのではないかなと。それで、担当の地域の長寿サポートセンターにお話しして、そういう話合いをこの間やったんです。それから、たまたまおあしすの利用者で私が主治医である方で、介護サービスを受けている、ヘルパー事業所を使っている、当然ケアマネもいる、そういう65歳を超えた方のことで、一度みんな集まってちょっと相談しましょうよという検討をついこの間やったんですけれども、そこに参加されたケアマネの方も、長寿サポートセンターの方も、ヘルパー事業所の方も、そういうことをやったのは初めてであると、もっとこういうことを必要なときにどんどんやれたらいいよねと、皆さん、そういう意見なんです。

ですから、そういうことを実際に地域でやりながら全体としてつくっていく江東区の実情に合わせたネットワークということが非常に大事かなということで、私なりにできるところはやっているんですけれども、そういうことをもっともっと、取りあえず障害分野だったら、ここに各分野の関係者の方はいらっしゃるけれども、場合によっては障害分野だけではなくて、高齢者のほうも関係する、子供のことも関係する、いろいろなところと関係するので、そういう枠を超えて、地域の中で一緒にやるということをもっと皆さんと一緒に積極的に取り組めるような仕組みはつくっていけないかなということを感じております。ネットワークというのはもちろん必要なんですけれども、それぞれのところでやることはもちろんあるけれども、地域単位で見ると、割と集まりやすいんですよ。なので、そういうことを

もっと促進するということが、それが基盤になって支えることになりますので、大事なのかなと、このところ非常に感じておりますので、発言させていただきました。

【大江障害者施策課長】 会長、よろしいですか。

【里村会長】 はい、お願いします。

【大江障害者施策課長】 事務局からですけれども、今の平松委員の御意見、御提案ということで、確かに高齢部門のほうでは、日常生活圏域を21設定しまして、その圏域ごとに地域包括支援センター、江東区の場合には長寿サポートセンターというものがあって、その中でのネットワークづくりとか多職種連携または困難事例の検討等を進めているということで、障害分野と比べると一歩も二歩も進んだ形で連携づくり、ネットワークづくりというものが進んでおります。そうした高齢のプラットフォームを障害のほうにも適用していけないかという御提案につきましては、ちょっと今後の検討課題とさせていただきたいと思います。個別的には、個々のケースでは福祉分野を超えた連携は行っていると把握はしていますけれども、そうしたネットワークづくりとかで高齢のプラットフォームが使えるかどうか、またはそれを進めるべきではということについては、ちょっと事務局のほうでも検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。

今後のネットワークのつくり方というのは、すごくこの協議会にとっても課題ではないかなという気がするのですけれども。

平松委員、どうぞ。

【平松委員】 おっしゃることはそのとおりだと思うんですけれども、例えば、これはある長寿サポートセンターですけれども、その地域に障害を持って、しかも高齢の方とか、いわゆるダブルケアの方とか、そういう方がこの圏域の中に私どもが把握しているだけで何人もいらっしゃる。そうすると、個々にというのは個々にやるとしても、こんなに何人もいらっしゃるのだから、一緒に検討できませんかと申入れをしたら、「いや、個人情報のことがあるから、そういうことは不可能である」と。我々だって個人情報ちゃんと守ってやっているつもりなんですけれども、そのように言われて、例えば断られたということが実際にあるわけです。ですから、そういうことをもっと積極的にやっていいし、やるべきだという区としてのそうい

う方針があれば、もっとやれるのではないかなと。どちらかという、割と好意的に受け止めてくれる長寿サポートセンターほうが数としては多かったですけれども、一部そういう、「個人情報があるから、そういういろいろなケースのことを個別に関係者だけでやるのはいいけれども、それを超えてこの地域でということはやれません」とにべもなく断られたということもあったものですから、その辺をもうちょっと、お互いに個人情報についてはちゃんと守っている組織同士ですから、そう堅いことは言わないでということがありましたものですから、そういう実情もちょっとちゃんとお伝えしなければいけないんですけれども、そういう点でももう少し区としても、そういう方向を積極的に、個別でもいいし、地域ごとでもいいけれども、関係者がもっともってそこで集まって、その地域課題を検討できるということを全体の仕組みづくりとは別に始められないかなというお願いでもございます。

【里村会長】 ありがとうございます。

今のそういうネットワークづくりに関して、何か御意見があれば、どうぞ。

【西野副会長】 今、区では地域福祉計画を策定してございまして、来年度から実施すると、第1次の地域福祉計画を作っているところです。その中でも議論されておりますけれども、平松委員がおっしゃられる部分というのは、国で言う重層的支援体制整備事業ということで、国は4月から始まってございますが、その方向では、地域福祉計画もそれを取り入れるということで策定しているところです。

まず、区がその大きなフレームを作っていないと、個々のこうした協議会あるいは団体がそれに合わせるということは、様々な問題や障害もありますので、簡単にはできないのかなと思っています。社会福祉協議会の立場でも、地域のネットワークを作って、困難ケースに対してさらにその中にチームを作って対応していくという形は理想的と思っていますが、現実には、様々なネットワークは作っていますけれども、人員の問題、予算の問題、そういったことから、大きなネットワークを作るのはちょっと早急にはできなくて、身の丈に合ったところからスタートして、ネットワークを広げていこうと考えて、動いているところです。区の重層的支援体制整備事業はいずれ行われるとは思いますが、そこにマッチしていくように、先ほど事務局からもございましたけれども、検討していくということですので、そこがうまくすり合わせられていったときに大きな成果が出てくると思います。方向性はどちらも同じ方向を向いておりますので、着実に進めていければと考えています。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。

では、各部会からの報告について、何か御意見とか御質問はありますか。

では、一応出尽くしたようですので、次の議題に行きたいと思います。

議事（3）障害者差別解消法の実績報告について

【里村会長】 議事3、障害者差別解消法の実績報告について、事務局より説明をお願いします。

【小池施策推進係長】 障害者施策課施策推進係の小池です。私からは、障害者差別解消法の相談の受付状況について御報告させていただきます。

令和2年度につきましては、8件の御相談をいただいております。これまで、平成29年度が20件、平成30年度が9件、令和元年度が8件と、平成30年度以降横ばいといった状況でございます。

では、資料4、令和2年度障害者差別解消法受付台帳を御覧ください。主なものを御説明いたします。

まず4番は、難病のお子様の保護者からの御相談です。職業体験施設を利用した際、障害のためマスクをしていることが困難なお子様に対し、マスクを着用するよう強く言われ、結果的に途中退出となってしまったとのことで、マスクは着用できないことに対し、配慮してほしいとの御相談でした。

職業体験施設を運営している事業者を確認したところ、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、障害の有無にかかわらず、入場の際にマスクの着用に御同意をいただいているところですが、同意いただけない場合でも、できるだけ御利用いただけるよう、フェイスガードの着用など、代替手段についての提案をしているとのことでした。今回の相談者に対しては、「現場スタッフが厳格に対応しようとして、配慮が足りなかった。合理的配慮の不提供に当たると認識し、今後は配慮ある対応ができるよう周知・研修を行っていく」との回答をいただき、終了しております。

裏面に移りまして、5番の発達障害のお子様の保護者からの御相談です。英会話スクールに通わせていて、受講態度について2回口頭で注意を受けていましたが、その後スクールから退学勧告を受けたとのことで、契約書には、障害により授業に

支障を来す場合には除籍を命ずるといった記載がありますが、発達障害の子供に対する配慮が足りないのではないかと、また都の条例では、民間企業の障害者への合理的配慮の提供は義務ではないのかといった御相談でした。

都の条例では、民間企業についても合理的配慮の提供はしなければならないとされているところですが、罰則を与えることを意図した条例ではなく、障害者への合理的配慮や建設的な対話を求めることを意図していること、スクール側は、お子様のスクールでの現状を保護者にきちんと説明した上で建設的な対話を持つ義務はありますが、事業者として、お子様の対応に過重な負担、例えば指導者を追加する、他の受講者への指導が進まないなどである場合には、合理的配慮の不提供には当たらないということを相談者様に御説明し、終了しております。

次に、6番についてです。化学物質過敏症になり、酸素ボンベやタクシー券、訪問利用等のサービスを利用したいと考えているが、対象外である場合、障害者差別解消法に基づき、サービス提供の義務があるのではないかと御相談でした。

こちらにつきましては、行政サービスは議会の議決を経た予算や法令により定められた審査に基づき決定しているということから、差別解消法にある不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供には当たらないと御説明し、終了しております。

その他の相談内容につきましては、資料を御参照ください。

障害者差別解消法については、今後も様々な媒体を通じて周知を図るとともに、権利擁護部会とも連携しながら、気軽に相談しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。

何か御意見、御質問はあるでしょうか。権利擁護部会から何か御意見はありますか。今、幾つか事例がありましたけれども。

【山口委員】 特に思いつかないんですけども。

【里村会長】 ほかに何か御意見……。白木委員、お願いします。

【白木委員】 白木でございます。先日、別の行政書士の方から御相談で回ってきた方で、この障害者の差別解消法のほうを使うと割と事業者との対話が進むのではないかとという事例について、窓口を知らなかった方がいらっしたんです。なので、当事者の方にも、こういうところに行くと、直接対話するよりもまたもう一

つ別のアプローチがあるよということを知らせることができるのではないかなと思
うので、こういう窓口があるよということについても今後広めていきたいなと思
いました。

【里村会長】 ありがとうございます。

先ほどの権利擁護部会からの御報告にも、当事者の方や、それから支援者に対し
ても、こういう制度の認知といいますか、PRはもう少し進めることが必要という
お話がありましたけれども、その辺、ぜひ区と一緒に進めていただければと思いま
す。

ほかに何かありますでしょうか。

では、議論は出尽くしたようですので、この議題は終了とさせていただきます。

議事（４）障害者優先調達推進法に基づく調達実績について

【里村会長】 次に、議事４、障害者優先調達推進法に基づく調達実績について、
事務局より説明をお願いいたします。

【大谷就労支援担当係長】 障害者支援課就労支援担当の大谷から、障害者優先
調達推進法に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達について、資料５及び資
料６により御説明いたします。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律——通称
障害者優先調達推進法が平成２５年４月に施行され、本区におきましても、物品や
役務といったサービスを調達する際に、障害者施設から優先的・積極的に購入する
ことを推進すべく、調達方針を策定し、取り組んでいるところでございます。

まず、令和２年度の調達実績につきまして、資料５の右下、合計欄を御覧くださ
い。件数といたしましては４９件、金額は１，９００万円強でございました。令和元
年度の実績と比較いたしますと、昨年度は６９件、２，８００万円強でございました
ので、件数は２０件の減、金額は約９００万円の減となりました。

なお、件数と金額の減につきましては、コロナ禍による会議や出張の中止に伴い、
飲物や手土産購入機会が減少したほか、印刷の発注に関しまして、年度によって発
注する印刷物の種類が異なるなど、小さな要因の積み重ねによるものでございます。

また、発注拡大に向けての取組といたしましては、区内各障害者施設で提供でき
る物品や役務といったサービスの一覧を江東区ホームページや職員向けの全庁フォ

ルダ等で公開するなど、今後もできる限り広く周知することで、各施設の受注拡大につながるよう努めてまいりたいと考えております。

参考としまして、資料6に令和3年度の調達方針を添付いたしてございますので、後ほど御参照いただければと思います。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございます。

何か御意見や御質問がありますでしょうか。お願いいたします。

特にないようですので、ではこの議事は終了とさせていただきます。

議事（5）指定特定相談支援事業について

【里村会長】 次に、議事5、指定特定相談支援事業について、事務局より説明をお願いします。

【野沢支援調整係長】 障害者支援課支援調整係の野沢と申します。私からは、指定特定相談支援事業について御説明いたします。それでは、資料7を御用意願います。

まず、資料の項番1、指定特定相談支援事業所数及び相談支援専門員数の推移を御覧ください。令和3年3月末現在の事業所数ですけれども、全体で30、うち障害児相談支援事業所数は13でございます。事業所数ですけれども、平成28年以降、数字に大きな増減がない状況でございます。

なお、参考でございますが、23区全体では、相談支援事業所数は555、障害児の相談支援事業所数は335の状況でございます。

次に、同じ表の3段目、相談支援専門員数の推移でございます。令和3年3月末現在において、全体では53、このうち障害児相談員数は19でございます。相談支援専門員数についても、平成28年以降、大きな増減はございません。

なお、平成31年3月より前の障害児相談員数については、集計が困難なため、数字は入れてございません。御了承願います。

次に、項番2、計画相談実績の推移を御覧ください。まず、障害者総合支援法に関する障害者の計画相談の状況ですが、令和3年3月末現在、受給者数3,275人に対しまして、計画作成済数3,275と同数のため、計画作成率は100%の状況でございます。

なお、計画におけるセルフプラン率は33.1%、また障害者のセルフプラン率は、平成30年3月以降30%を超える状況が続いております。

次に、児童福祉法に関する障害児の計画相談の状況でございます。令和3年3月末現在、受給者総数1,853人に対しまして、計画作成済総数1,853と、こちらも同数でございます。計画の作成率は100%となっております。

なお、計画におけるセルフプラン率でございますが、表の最下段のとおり、54.9%でございます。また、障害児のセルフプラン率の推移ですが、こちらは増加する傾向でございます。

参考に、各サービスの障害児のほうでございますけれども、各サービスごとの人数は掲載してございますので、こちらは後ほど御覧いただければと思います。

計画相談実績の推移の説明は以上でございます。

障害者、障害児ともに、事業所が作成するサービス等の利用計画の増を課題として現在考えているところでございます。

では最後に、その下、項番3、事業所への支援でございます。平成27年度以降、特定相談支援事業所就業・定着促進事業により実施しているところでございます。

説明は以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございます。

何か御意見や御質問はございますか。どうぞ。

【高井委員】 地域活動支援センターの高井です。すみません、毎回この分野で質問しているのですが、セルフプラン率はどちらかというと増えているということで、計画相談員が担当する人が増えていないということになると思うんですけども、事業所支援も行っているということなんですけれども、その割にはセルフプラン率は下がらないという状況で、どの程度この事業所支援には効果があるのかということをお伺いしたいのと、あと様々な部分でちょっと法律制度も変わってきている中で、主任相談支援専門員とかができて、より充実したプランをつくっていくという方向性になってはいるのですが、私も主任相談支援専門員にはなりましたが、江東区内に4人の主任相談支援専門員がいますけれども、基本的に、主任相談支援専門員は自分でプランを持たずに、どちらかといえば相談支援専門員の支援をしていくということで、より質の高いプランをつくっていくということが求められている中で、この主任相談支援専門員が4人江東区内に

いますけれども、多分この4人が一番プランを持っているという矛盾があるんですね。プランを持ってはいけない方向性にしなければいけないんだけど、プランはこの4人がいっぱい持っているということがあって、より充実した相談支援体制をつくっていくという中では、相談支援専門員の質の向上等、一人一人が持つプランをどう減らしていくかということとかも今後課題には今なってきていると思うんです。そういう中で、こういう統計を出していただいているんですけども、事業所支援にはどの程度効果があるかということと、今後、この新しい方向性が出ていの中で、区としてどのようにそれをサポートしていくのかということをお伺いしたいと思います。

【里村会長】 事務局のほうでお願いします。

【大江障害者施策課長】 まず、支援事業の効果というところですけども、令和2年度については、1名の方が相談支援専門員の育成のために雇用され、それを委託した形になっていますので、効果というところでは限定的とちょっと捉えています。いわゆる劇的に区内の相談支援専門員を急増できるような効果というのは見込めない支援事業にはなっているというところではございます。

あと、主任の方が一番多くプラン数を持っているということで、委員御指摘のとおり、スーパーバイズ的に相談支援専門員の支援に当たるのが主任の役割、または全体のネットワークづくりみたいなものも主任のほうで核となって活動していくということが本来の主任の期待されている役割なんですけれども、今実質的に一番ベテランであり、プランを持ってしまっているという状況は、区としても把握しているところです。

これをどう解決していくかということについては、ちょっとまだ解決策は見いだせてはいないんですけども、例えば、今、相談支援専門員は50名程度いますけれども、それぞれの方が持っているプラン数というのを平均で出してみると、10件に満たないというところがあります。最大30件程度は持てるはずですけども、今は5から10の間ぐらいでしか皆さんはプラン数を抱えていないということで、それを少しでも多く、1人当たりで抱えるプラン数を上げていくことも、一つのセルフプラン率を下げる、または主任の方の負担を軽くする方策なのかなと考えていますけれども、一つの要因としては、兼務の方が多いというところで、なかなかフルで相談支援専門員の活動ができていないのかなというところもあります。ちょっ

とそうした分析を進めながら、区としてもできる支援またはネットワークづくりと
いうことをやっていきたいと考えています。

以上です。

【里村会長】 高井さんのほうで何かございますか。

【高井委員】 これをよく御理解いただいているなというのは分かるんですけども、今、現任研修が5年に一度、相談支援専門員になれば必要なんですけれども、
去年度から現任研修とか、相談支援専門員になる初任者研修もそうなんですけれども、
研修中にスーパーバイズを受けなければいけないというカリキュラムがもう変
わってしまったので、そのスーパーバイズをするのが主任相談支援専門員というこ
とになっているんです。だから、研修が行われると、江東区ではこの4人の人のと
ころに研修を受ける方がみんな来るという状況になるわけです。今年、今この7月
の中で、主任相談支援専門員1人が8人の研修を受ける方の面談をしなければいけ
ないとか、質問を受けなければいけないという状況になっていて、おあしすさ
さんは2人主任相談支援専門員がいるから16人を担当するという状況の中で、これ
は無償なんですよ。無償とか、一番忙しい主任相談支援専門員がプランも持っ
ていて、なおかつ研修のスーパーバイズもしなければいけないという、この7月、
8月は結構大変だという部分があって、かなり疲弊するのではないかなという、特
に一番頑張っているところが一番疲弊してしまうということになりますし、今、確
かに相談支援専門員1人当たりの平均を出すと10かもしれないですけども、多
分この主任相談支援専門員は、私は80近く持っていますから、とてもではないけ
れども追いつかないという状況になってしまいます。支援課さんから紹介される場
合でも、どうしても主任相談支援専門員には困難ケースに近い部分が多くなってく
るというのもあるので、それを数十件受けていくというのはかなりの負担が実はあ
るはずなので、いろいろ制度的な部分とかで難しい部分は確かにあって、なるべく
専任になりたいんですけども、専任にできない制度になっているという部分があり
ます。そういう部分でいろいろバックアップを区としてもやっていただかないと、
頑張っているところが疲弊していくという状況がなかなか消えないという部分があ
ると思いますので、頑張りたいんですけども、頑張らないほうがいいやみたい流れ
になってしまうことが一番私は怖いと思っているので、なるべく事業所支援のほ
うにも今後も力を入れていただけるとありがたいなと思っております。要望として

ですので、よろしくお願いいたします。

【里村会長】 では、事務局のほうで何か。では、平松委員、どうぞ。

【平松委員】 おあしす福社会の平松です。私どもの法人でも相談支援事業をやっておりまして、今紹介してくれましたが、主任相談支援専門員は2人おりますし、困難ケースについてはなかなか大変なので、独りで抱え込まないように、必要なケースは私も一応ケース検討で助言もしているんですけども、その内容的なことは高井さんが今詳しくおっしゃられたんですけども、一番の問題は、相談支援事業単体だけで考えると、普通にちゃんとやっても赤字になるという構造があるわけですよ。ですから、そこを何とかしないと、兼任しているのも、例えばそういう理由があるし、それから、場合によっては、これが全てとは言いませんけれども、簡単に電話で確認だけして、コピペして出すような計画がいまだにあるようですし、その辺のところを経営的に、相談支援事業単体でもちゃんと頑張ってしっかり質のいい相談支援をやっていけばそれで成り立つんだということがないと変わらないという側面もありますので、今、高井さんが言われことに付け加えて、何らかの形での公的な、どういう形がいいかはいろいろやり方はあるとは思いますが、一律にやる方がいいとも思っておりませんが、その辺のことを考えていたかないと、この構図は変わらないかなと思っております。

【里村会長】 相談員自身が疲弊しないように、かつ経済的にも成り立つような何か工夫をぜひお願いいたします。

ほかに何かありますか。

御意見が出尽くしたようですので、次の議題に移ります。

議事（6）新型コロナウイルス感染症への対応について

【里村会長】 議事6、新型コロナウイルス感染症への対応について、事務局より説明をお願いいたします。

【小池施策推進係長】 障害者施策課施策推進係の小池と申します。新型コロナウイルス感染症への対応について御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料8を御覧ください。令和2年度から令和3年度に行った主な事業を記載しております。

昨年度は、障害福祉サービス事業所への緊急支援として、使途を限定しない補助

を行ったほか、重症化リスクの高い障害福祉サービス事業所の利用者及び職員に対するPCR検査費用の補助、在宅介護をしている家族等が罹患したことにより、日常生活に支援が必要となった障害者に介護者を派遣した事業所への経費補助などを実施いたしました。

令和3年度は、PCR検査費用補助、在宅要介護者支援を継続して実施しておりますが、ワクチン接種についても記載のとおり、集団接種会場への手話通訳者の派遣、グループホームや通所施設従事者への優先接種を行ったほか、7月下旬から生活介護事業所への巡回接種も予定しております。今後も、区ワクチン接種推進室と連携しながら、対応を進めてまいります。

説明は以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございます。

今の御説明について、何か御意見、御質問はありますでしょうか。では、平松委員、お願いします。

【平松委員】 この新型コロナウイルスの対策をいろいろやっていただいて、大変助かっているのですが、その点は大変ありがたいと思っておりますが、今、区で行っている集団接種、それから各医療機関で行っている接種、全国的に見て、申請した量が提供されないと、ほとんど日本中で起こっているわけですね。ということで、いろいろ報道されておりますけれども、在庫はないわけではないのに、何か、流通の問題ですか、ロジの問題か何か分かりませんが、供給が今ストップしている。多くのところで予約した人がキャンセルさせられているという状況になって、ちょっと心配しているんです。これからオリパラも始まって、拡大の可能性もあるのに、それまでにワクチン接種ができそうだなと思っていたのが、この時期になってこういうことなので、大変心配しておりますが、その辺は江東区の状況というのはどうなのかという。ちょっと予定よりも遅れるのか。その辺のところは今の時点でちょっと分かっていたら教えていただければと思いますが。

【大江障害者施策課長】 ちょっと詳しい状況については私どものほうにもまだ情報は入ってきてはいないのでありますが、全国的にワクチンの供給量が、制限と申しますか、抑えられてきておまして、江東区も例外ではなくて、今まで想定していた量よりも少ない量になってきているというような話でございまして、それを見越した上で予約を受け付けるということで今対応していると聞いています。この

影響が、予定していた接種率とか、接種期日までにどう影響を与えるのかについては、ちょっとまだ把握はし切れていない状況でございます。

【里村会長】 ほかに何か御質問とか御意見はありますか。

御意見は一応出尽くしたようですので、この議題は終了とさせていただきます。

議事（7）その他

【里村会長】 議事7、その他ですけれども、各委員より何かあればお願いいたします。

御意見や御質問はありますでしょうか。

特にないようですので、この議題は終了とさせていただきます。

〔 閉 会 〕 午後3時00分

【里村会長】 以上で、本日の議事が全て終了いたしました。

次回の自立支援協議会は、2月を予定しております。決定次第、通知を送付させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。長時間ありがとうございました。

— 了 —